

令和3年8月27日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
公衆衛生担当理事 今井 一登

定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについての
一部改正について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。

日本医師会常任理事

釜 范 敏
城 守 国 斗
宮 川 政 昭
(公 印 省 略)

「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の
一部改正について

予防接種法の規定による報告及び予防接種に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による報告（以下、「副反応疑い報告」という）については、令和3年4月1日付（健Ⅱ1F）（法安1）における、「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の一部改正について」（以下、「連名通知」という）をもって、連絡しているところです。

今般、連名通知の一部が別紙のとおり、改正されたことについて、厚生労働省より各都道府県知事宛て通知がなされ、本会にも協力方要請がありましたのでご連絡申し上げます。

本改正は、予防接種法令上、アストラゼネカ社の「バキスゼブリア筋注」が規定され、副反応疑い報告基準に「血栓症（血栓塞栓症を含む。）（血小板減少症を伴うものに限る。）」が追加されたことを踏まえたものです。（同基準の変更については、令和3年8月3日付（健Ⅱ233F）をご参照ください）

本改正により、同症状について、「画像検査に係る所見及び血液検査（血小板数及び凝固異常に係る検査を含む。）の結果を、別紙様式1の「症状の概要」欄のうち「概要（症状・徴候・臨床経過・診断・検査等）」の項に必ず記載すること」が報告する場合の留意事項として示されるとともに、「別表 各症状の概要」に追加されております。

また、改正後の同基準についても、新型コロナウイルスワクチンで統一基準とされており、「バキスゼブリア筋注」以外のワクチンについても、報告対象となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び会員に対する協力方についてご高配のほどお願い申し上げます。

なお、本改正は令和3年8月3日より施行されます。